

平成28年度第1回大阪府環境審議会野生生物部会

開会：10時5分

○事務局（清谷） それでは、定刻になりましたので、ただ今から「平成28年度第1回大阪府環境審議会野生生物部会」を開催いたします。黒田委員につきましては、少し遅れているようですが、先に始めさせていただきたいと思います。本日の司会を務めさせていただきます動物愛護畜産課の清谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の部会は、大阪府情報公開条例に基づきまして公開で行うこととしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、環境農林水産部動物愛護畜産課長の山本からご挨拶を申し上げます。

○事務局（山本） ご紹介いただきました大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課長の山本でございます。平成28年度第1回大阪府環境審議会野生生物部会の開催にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。委員の皆様方にはご多忙のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から府政全般、とりわけ鳥獣行政に格段のご指導、ご協力をいただきまして、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

さて、大阪府におきましては、第11次大阪府鳥獣保護管理事業計画を柱といたしまして、野生鳥獣の適正な保護と管理を推進するための各種の施策を展開しているところでございます。しかしながら、シカ、イノシシ等の有害鳥獣による農林水産業や生活環境などへの被害が府内各地で発生する一方、有害鳥獣捕獲の担い手である狩猟者の確保、育成等さまざまな課題がございます。

本日は、平成28年度で計画期間が終了する鳥獣保護管理事業計画、シカ管理計画及びイノシシ管理計画の3計画の変更につきまして、大阪府から環境審議会へ諮問をいたします。なお、今回ご審議いただく事項に関しましては、大阪府環境審議会野生生物部会運営要領第3条第5項の規定により、本部会での決議をもって審議会の決議とすることとなっております。

後ほど担当者から、詳しいご説明をいたしますが、これらの計画は、平成29年度から、33年度までの5カ年における鳥獣行政の基本的な事項を定める大変重要な計画でございます。委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見、ご提言をいただきますようお願い申し上げます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（清谷） それでは、次に資料の確認をさせていただきます。事前に資料を送付させていただいておりましたが、若干修正が入っている部分がございます。部分的に差し替えると逆に混乱しますので、卓上に置いている資料のほうでお願いしたいと思います。

まず、平成28年度野生生物部会と書きました表紙の裏面が次第になっております。

次が資料の一覧表になります。

資料1 関係、12次計画1-1、1-2、1-3とございます。

資料2 シカの管理計画に係るものです。これは2-1から2-5まで、ホチキスで留めております。

資料3 イノシシの管理計画に係るものとしまして、資料3関係でございます。

資料4 野生鳥獣のモニタリング調査です。委員に配布しているもの以外、資料4が抜けていますので記入をお願いいたします。

資料5 鳥獣3計画の策定について

資料6 大阪生物多様性普及啓発キャンペーンにかかるものでございます。その後ろに生物多様性を楽しむということで、パンフレットを付けております。

あと、野生部会の配席図、裏面が委員名簿になっております。

次に、野生生物部会運営要領、裏面に鳥獣保護管理計画の体系になっております。

次に、1枚もので、資料1-1と書いた国の資料になりますが、今回の基本指針の主な変更点ということで1枚ものでございます。資料につきましては以上でございますが、配布漏れ等はございませんでしょうか。

それでは、続きまして、前回の野生動物部会以降に、新たにご就任いただきました委員をご紹介します。

中央向かって左側に細谷委員の後任として、専門委員に着任いただきました澤田専門委員でございます。なお、そのほかのご出席いただいている委員につきましては、お手元にお配りしております配席表にお名前を記しておりますので、ご紹介は省略させていただきます。本日の出席委員でございますが、黒田委員が少し遅れているようですが、現時点で委員定数9名のうち8名の方のご出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会野生生物部会運営要領第3条第2項の規定に基づきまして、本部会が成立していることを、ご報告申し上げます。

それでは、続きまして、本日は諮問事項が3件ございますので、資料1-1、資料2-1、資料3-1より、大阪府から環境審議会のほうに諮問させていただきたいと思っております。

○事務局（山本） それでは、諮問文を交付させていただきます。

大阪府環境審議会会長 石井実様

第12次大阪府鳥獣保護管理事業計画の策定につきまして、この計画につきまして、鳥獣の保護及び管理及び狩猟の適正化に関する法律第4条第4項の規定に基づき、第12次大阪府鳥獣保護管理事業計画の策定について、貴審議会に諮問いたします。

大阪府知事 松井一郎

どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、大阪府シカ第二種鳥獣管理計画第4期の策定につきまして、この計画につきまして、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第3項において準用する同法第4条第4項の規定に基づき、大阪府シカ第二種鳥獣管理計画第4期の策

定について、貴審議会に諮問いたします。

大阪府知事 松井一郎

どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画第3期の策定につきまして、この計画につきまして、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第3項において準用する同法第4条第4項の規定に基づき、大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画第3期の策定につきまして、貴審議会に諮問いたします。

大阪府知事 松井一郎

どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（清谷） それでは、これ以降の議事につきましては、運営要綱第3条第2項の規定によりまして、石井部会長にお願いしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○石井部会長 皆さん、おはようございます。朝早くからお集まりいただきありがとうございます。ただ今、受け取りました諮問文によりまして、今回は、審議事項の3件です。平たく言えば、今日は、頭出し的なご審議になると思ひます。もう少し言ひますと、今日は言ひたい放題言ひたいだいていいかと思ひます。それを受けて少し練って3回目に着地するようにしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議事次第を見ていただければお分りのように、一つ目が、第12次大阪府鳥獣保護管理事業計画について、二つ目の審議事項が、大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第4期）について、3件目が、大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第3期）についてとなります。この順番にやらせていただきたいと思ひます。今日は、環境農林水産総合研究所から幸田研究員に野生鳥獣のモニタリング調査のデータを出していただいておりますので、最初にご説明をいただき、それから、進めていきたいと考えています。

最初に、今回は頭出し的なのですが、この鳥獣3計画の扱いです。策定に関してのスケジュールを事務局からご説明いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（清谷） それでは、鳥獣3計画の策定についてということで、説明させていただきます。失礼して座ってご説明させていただきます。

資料5をご覧ください。配席の後ろに付いております資料1-1と書いています国の指針の主な変更点、こちらと併せて参照いただきまして、説明したいと思ひます。鳥獣3計画の策定についてということで、少し読み上げさせていただきます。

現在、大阪府では人と野生鳥獣との適切な関係の構築及び生物多様性の保全を基本として野生鳥獣を適切に保護管理するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、「第11次大阪府鳥獣保護管理事業計画」及び「大阪府シカ・イノシシ第二種鳥獣管理計画」を策定しています。現行の鳥獣3計画につきましては、平成29年3月31日をもって計画期間が終了することから、環境省が定めた基本指針、これが平成28年10月に変更です。告示される予定になっております。に則して、次年度以降の新たな

鳥獣3計画を立てていく必要がございます。

計画期間でございますが、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間となっております。

策定内容でございますが、環境省が法に基づき策定する基本指針等に即して、野生部会等で審議することとなっております。

裏面を見させていただきたいのですが、鳥獣保護管理事業計画の体系ということで図に示させていただきます。上のほうが国なのですが、基本指針これは鳥獣法第3条が根拠になっておりまして、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針、これは基本指針と呼んでいますが、これを環境大臣が策定しております。これは5年に一度見直しをするということで、昨年度から環境省のほうで策定の作業を進めているところなのですが、この8月30日に中央審議会の自然環境部会です。石井部会長が部会長を務めていらっしゃるのですが、そちらのほうで答申が出されたということです。

最終、内容を確認しまして、10月に告示して、それで効力が発生することになっております。この基本指針につきましては、この中央審議会のほうに諮問しまして、答申をいただいたというところでございます。

その国の出している基本指針の主な変更点ということで、1枚ものの資料です。1-1と書いているものになります。実際の基本指針の資料は、数百ページになってしまいますので、主な変更点ということで、この資料だけ参考としてお配りさせていただいております。

先ほど申し上げましたとおり、基本指針は5年ごとに見直しということになっていて、現行の基本指針につきましては、平成28年度の秋までに変更点、これが10月中に告示をする予定ということで環境省からは聞いております。皆さん、ご存じかと思いますが、昨年、「鳥獣保護法」が変わりまして、管理という概念が入りました。その際にもこの基本指針の見直しを行っているのですが、通常は5年に一度変更するものになりまして、昨年の法改正後、最初の変更ということになります。

細かい説明につきましては、後ほど12次計画のところで説明させていただきますので、省略させていただきますが、まず国が示している基本指針に基づいて、大阪府の12次計画、シカ・イノシシの計画を策定するということになります。

体系のほうに戻っていただきまして、下です。都道府県が策定する部分になります。まず、鳥獣保護管理事業計画、この鳥獣法第4条が根拠となっております。国が基本指針につくったものに則して都道府県知事が策定するということになっております。こちらにつきまして、本日の環境審議会野生生物部会のほうに諮問いたしまして、ご審議の上、来年の2月に答申をいただく予定となっております。

この鳥獣保護管理事業計画の中で、特に管理する必要があるという場合は、都道府県知事が策定することができる。これは任意の計画になっているのですが、第二種特定鳥獣管理計画というものを定めることができまして、大阪府はシカとイノシシの二種の管理計画

をそれぞれ4期、3期というものを、今年度中に策定する予定となっております。

この計画につきましては、基本指針の中で検討会のようなものを立ち上げて、検討、協議した上で、策定しなさいということになっておりますので、こちらのシカ・イノシシの検討会のほうで、内容について、いろいろご意見をいただいたという内容になっております。こちらにつきましても同じように12次計画と同様、個々に野生部会のほうに諮問させていただいてご審議の上、来年2月の予定ですが答申をいただくことになっております。

元の資料5の前のページに戻っていただきまして、策定スケジュールでございます。8月30日に国のほうで答申をいただきました。それで8月31日に第1回のシカ・イノシシの検討会を実施しております。本日、10月3日が第1回、野生生物部会、諮問して審議することになります。10月中が基本指針の告示となっております。この基本指針の告示のあとに、もう一度シカ・イノシシの検討会を実施する予定にしております。

その後、11月の下旬ごろを予定しておりますが、2回目の野生生物部会を開催しまして、その中で再度、ご審議いただくことになっております。2回目の部会のあとに、パブリックコメントを実施する予定になっております。おそらく年を挟んでしまうのかというところなのですが、パブリックコメントを実施したあとに、年が明けまして、平成29年2月に、第3回の野生部会を開催いたしまして、答申をいただく予定になっております。

その後、3月に計画の公表、環境大臣への報告、関係機関への報告と再来年の4月1日から、新規計画に基づいて対策を実施していくこととなります。来年の6月に、大阪府の環境審議会、いわゆる本審と言われるものになるのですが、野生部会で決議をいただいたものは、本審議会の決議、否決とすることができるとなっています。ただし、次回の本審議会の中で報告する必要があるということですので、この際に部会長のほうから審議会のほうに報告していただくということになっております。

鳥獣3計画の策定に関するスケジュール等につきましては、以上でございます。○石井部会長 資料5が重要ですが、今日が10月3日で、第1回目の議論をしていただきます。先ほどいいましたように、さまざまご意見、いろいろな観点からいただければと思います。そのあとで、もう一度、管理検討会をやっていたいただいたあと、第2回目です。たい案を決めてしまうという形になろうかと思います。そのあとでパブリックコメントが入って、2月に体制を変えて完全に固めるという流れでございます。

環境省のほうで、自然環境部会が8月30日で、私が言うことではないのですが、環境省の作業が遅くて、たぶんさまざまな自治体の皆さんにご迷惑をおかけしているのではないかと思います。何とか8月30日に新しい基本指針というものができて、実はまだ固まってないといえますか、告示がなされてないので、これも私流に言えば、ヒットエンドランというのですが、同時並行にやらせていただく形になっております。

その辺ご理解いただきたいと思っております。ということで、スケジュールをご説明いただきましたが、何かご意見、お気づきの点はございませんでしょうか。では、よろしいですね。それでは、冒頭に申し上げましたように、幸田研究員のほうから、少しこの背景

になるような、結構、重要な内容を含んでいますので、プレゼンテーションをお願いしたいと思います。前のほうに写します。少し私は横にいます。資料はパワーポイントの打ち出しが資料4にございます。これをご覧いただければと思います。

○幸田研究員 ご紹介にあずかりました大阪府立環境農林水産総合研究所の幸田と申します。シカ・イノシシが今日のメインかと思いますが、せっかくの機会ですので、ほかの鳥獣を含めた全般のモニタリング調査を、私たちのほうでやっていますものを、簡単に紹介させていただければと思います。少し時間の都合で駆け足になるかと思いますが、よろしく願いいたします。お手元の資料は、資料4をご覧いただければと思います。カラーのほうが見やすいかと思いますが、そのときにはスライドを見てください。

ご存じかと思いますが、簡単に背景からおさらいさせていただきます。20世紀の後半になりまして、シカ・イノシシだけではなくて、ほかの動物も含めて、さまざまな動物が日本各地で分布拡大、個体数の増加をしているということが報告されています。左は環境省の分布域のデータで、シカとイノシシ、どちらもオレンジ色の部分が分布の広がった地域になりますが分布が拡大しています。右下は環境省がやりましたシカの個体数の推定結果なのですが、平成元年からどんどんと右肩上がりで増加しているという形で、分布も個体数も増加している状況があります。

そのような中で野生鳥獣による被害というものも全国的に広がっておりまして、左側は農水省がまとめています全国の農業被害金額の推移を動物種ごとに示したものです。右側は、大阪府内の農業被害金額の推移を示したものになります。全国で見てくださいとシカの増加が著しいですが、シカとイノシシが顕著なものであるという形になっております。大阪のほうで見てくださいと少しイノシシ等は近年減少傾向というデータにはなっていますが、現時点でもかなりの額の被害が出ています。

被害としてはシカとイノシシと、また、アライグマが大きい、この三つだけで8割ぐらいを占めるというのが大阪府の特徴となっております。このような形で被害が多く出ているということで、大阪府としましては、シカとイノシシに関しては第二種鳥獣管理計画で、アライグマは外来生物ですので、防除実施計画というものを定めて対策を行っているという状況にあります。

このような計画に基づきまして、科学的に管理を進めるというためには、いわゆるPDCAサイクルを回しながら状況を把握して、見直し改善を進めていくということが求められています。そのためにはモニタリングが欠かせないということで、うちの研究所のほうでは、大阪府からの依頼を受けまして、いろいろなモニタリング調査をしている状況にあります。その辺りを今回、お示しできればと思います。

モニタリング項目は多岐にわたるのですが、大きく分けると動物の分布とか密度の変化を把握するようなモニタリング調査というものと、そのような動物による被害がどのような状況かということ把握するための調査、この二つに分かれてきます。

順番に簡単ですが紹介させていただきます。まず、分布や密度の変化ということで、一

つ大きいのが出猟カレンダーというものによる調査です。こちらは猟友会の協力をいただきながら、いつどこに猟に行きシカやイノシシを何頭見たか捕まえたかという情報をいただくことで、目撃効率や捕獲効率と言われる密度の指標となるようなデータを毎年取っていく調査になります。目撃効率、捕獲効率といいますと、簡単にいいますと1回、猟に行ったときに何頭見たのか捕まえたのかという情報で、簡単には密度の指標になるであろうということで、全国的に使われている指標になります。

その変化ということで、左側が銃を使った猟でのシカとイノシシの目撃効率の変化、右側が順番にシカとイノシシのワナを使った場合の捕獲効率の変化をワナの種類ごとに示させていただきます。見ていただきますと、まず、シカの場合、目撃効率がどんどん右肩上がりであるということで、基本的には増加傾向ということだったのですが、ここ数年だけを見ていただきますと少し頭打ちの状況になってきております。ワナのほうは、平成22年以降、割と最近のデータしかないのですが、くくりわなのほうは増加傾向が続いているのですが、ほかのワナでは減少してきているということで、全般としてシカは、ずっと増加傾向だったのですが、ここ数年は少し頭打ちになってきたのかという状況が見えております。

イノシシのほうは、目撃効率の変動しながらほぼ一定の範囲内で動いている。概ね近年だけを見れば減少と言えなくもないのかという状況です。ワナのほうを見ていただきますと、くくりわなはほぼ一定なのですが、ほかは少し減ってきているということで、イノシシは一定か、若干減少してきているところかと考えております。

これは大阪府全体のデータを平均的に計算したようなものだったのですが、これを狩猟メッシュと言われる約5km四方のマス目単位ごとに計算できますので、それをやりますとどこに多いか少ないが把握できます。それをしたものがこちらの図になります。まず、シカのほうなのですが、シカは北摂しか今のところ生息していませんので、北摂の地域だけを少し抜き出して拡大しています。赤のほうは、シカが多いということになります。見ていただきますと全般的に能勢とか箕面の辺りと、少し高槻辺りも多いのかという形で、その辺りにシカが多い地域があるのだろうという状況です。逆に言えば茨木市だとか島本町辺りは少し少ないのかなという傾向が見られます。イノシシの場合は、少し北と南で状況が違ふこともありますので、淀川ぐらいで切っているのですが、まず、北摂のほうで見ていただきますと、少し先ほどシカが少なかった茨木市だとか島本町で高めに出ています。シカとは逆のような傾向があるのかということが見えます。同じような傾向は兵庫県でも報告されていますので、住み分けではないですが、少しそのような傾向があるのかなということが考えられるところです。南の方に目を移していただきますと、全般、結構ものによって違うところがありますが、銃猟だとかくくりわなで見ていただきますと、この辺りは全般的に濃いめのメッシュが多いのかということも見ていただけるのかという状況にあります。

もう一つ、密度の増減だとか分布の状況を把握する調査としまして、シカのみなのです

が、もう少し細かく調査をしております。こちらは山に行ってシカの糞を数えて、そこから生息密度を推定するという調査になるのですが、これを北摂だけで100カ所以上やりまして、今のぐらいの平均密度、もっと言えばどのぐらいの推定頭数になるのかという調査を平成26年度から、まだ2年間ですが、実施しております。

結果なのですが、2年間の平均、傾向はあまり変わらなかったのをまとめていますが、見ていただきますと赤めがシカが多いところですよ。能勢の特に西側のほうとか、箕面の山域、あと高槻の中央部辺りに、シカ密度のかなり高い地域があるのだということが見えております。全体で平均しますとだいたい平方キロ当たり15.6頭ぐらいという推定密度になりまして、面積をかけ算しますとだいたい3000から6000頭ぐらい、今いる推定結果になっています。これは一応、市町村ごとにも計算できますので、ざっとやるとこのような感じの状況になっております。

これは少しおまけになりますが、アライグマのモニタリングもうちのほうでやっています、アライグマの場合は、生息密度の変動を把握できるデータが残念ながらまだないのですが、捕獲の状況、どこで捕れたという情報は大阪府のほうで集約されていますので、それをいただきまして3次メッシュという1キロ四方のマス目ごとにどこで捕れたかという情報を整理することをやっています。左側に示していますものが、捕獲のあったメッシュの変化ということで、捕獲地点数の変動みたいな形になりますが、見ていただきますと、ずっと増えていっているということで捕れる地域が拡大している。逆に言えば分布域も拡大傾向にあるということが、ここから推測できる状況になっております。少し昨年度は下がったのですが全体としては増加のトレンドではないか。新しく捕れた場所、マス目というものを色塗り分けをして見たものがこの右側の図で、赤いところが最近になって初めてアライグマが捕獲された場所ということですが、見ていただきますと、例えば北河内の辺りが目立ったりだとか、北摂だと大阪市に近い都市部のほうとか、泉州のほうでも都市に近い側、沿岸地側で赤いマスがよく見えるということで、どんどんそのような地方にアライグマが分布拡大している状況にあるのだということが、ここから見えております。

以上、分布や頭数の変動をまとめますとシカの場合は、増加傾向が続いていたのですが、近年やや横ばいに抑えられつつあるのかということですよ。密度が高いのは能勢、箕面、高槻という3地域で、平均すると15.6頭ぐらい。3000から6000頭ぐらいかという結果になっております。イノシシは、密度としてはほぼ一定なのか、近年若干減少傾向にあるかという状況です。分布域は北部ではシカが少ない地域で高めの傾向、南部では泉州等で高いのかという雰囲気になっております。アライグマは密度の変動はよく分からないところはあるのですが、分布域としては都市部や沿岸部を中心に拡大しているのだろうということが見えております。

続きまして、被害状況のモニタリング調査の結果を紹介させていただきます。まず、紹介させていただきますのは、農業被害アンケートという調査で、こちらはJAさんを通じて府内の各農業実行組合にアンケートを配布しまして、動物の種類ごとに被害の状況はど

うですか、どのような対策をしていますかというような情報を、毎年取っているものになります。この変動を地図化しながら把握するというをやっております。

順番に紹介しますが、まず、シカによる被害の変化です。また、北摂だけ抜き出していますが。赤めのほうが被害の多い地域ということで見ていただきますと、平成23年から25年にかけては赤の地域が拡大している感じが見えていただけるかと思いますが、ここから平成27年、少し見ていただきますと若干、この辺りだとか赤めが薄れてきた地域もあるのかということが見ていただけるかと思います。これを数的に平均値で変動を見てみたものが左下のグラフなのですが、平成26年までは、ずっと増加傾向であったのですが、昨年、初めて少し減少に転じたというところがあります。なので、先ほど少し頭打ちになったのかということからして、少し被害も落ち着き始めたのかという。少し期待的な見方ではありますが、そのような傾向が少し見え始めたというところではあります。

続いて、イノシシもこちら北と南で少し分けていますが、同じように見ていただきますと、北のほうもずっと増えてきて、ほぼ全体としては一定なのですが、最近若干減少して来ているのかというところではあります。南のほうも平成25年ぐらいまでは増え気味だったのですが、そこから少し減少のトレンドになっているということで、こちら少し被害は抑えられつつあるのかという結果が見えてきております。

同じように、アライグマとか、ほかの動物でも出せるのですが、こちら見ていただきますとアライグマも少し変動、地域によってバラバラなのですが、特にこの北摂地域です。見ていただきますと、平成25年ぐらいまでは、ずっと増加して行って、色も濃い目になってきていたのですが、平成27年にかかり捕獲が減ったということもありましたが、捕れなくなったという状況の中で、被害もかなり報告が下がったというところがあります。

北摂でガクンと下がったというところがあったりという中で、南の方とかではほぼ一定だったり、中部のこの北河内の辺りで見ていただきますと、この頃はほとんど被害の報告がなかったものが、アライグマの分布拡大に伴って被害の報告が増えてきたという変化も見えております。

少しおまけですが、カラスの被害の変化も取っているのですが、こちらは少し変動があります。範囲が狭かったりして、ほぼ一定で推移して行って、全般的に万遍なく、慢性的に被害が発生しているという雰囲気になってはいるのですが、カラスの被害という状況が見えております。

あと、最近、少し話題に出やすいサルやヌーリアの状況をまとめてみたのですが、サルの被害が目立つのは、北のほうだけなのですが、群れとかサルを見たかという情報をまとめてみますと離れザルという一匹オスザルだけがうろうろするという目撃というものが、南の方でも結構、見えている状況にあります。群れへの分布として報告があったのは、高槻の辺りと箕面の辺りだけにはなっているのですが、南の方で結構、離れザルの報告が増えているので、どこかに群れがもしかすればあるのかと少し見ているところではあります。ヌーリアの被害状況としては能勢のほうを中心に北摂がメインではあります。分布状

況等を見ていただきますと、この辺り固まっているところがありまして、その辺りの分布の中心があったりするののかということが見えております。

あと、アンケートの中では簡単に対策の状況とかも聞いていますが、対策3種類、柵と捕獲と刈払い、見ていただきますと基本的に柵の実施が9割ぐらいで、これが対策のメインになっている。では、その効果はということをお聞きすると、残念ながら効果ありという黒い棒の割合が最近になってどんどん下がってきているという状況がありまして、柵はありますがうまく機能していない柵が増えてきている状況があるのかということが見えております。これはシカの例なのですが、イノシシもほぼ同様の結果になっていまして、効果ありという割合が下がってきてしまっているということが見えております。

最後にシカの場合は、森林植生の影響というものもありますので、これを調べる調査も山に入ってやっております。一つは自然植生です。広葉樹林の下層植生、地面から高さ2、3mぐらいまでのところで、どのぐらい葉っぱに覆われているかという感じです。森のスカスカ具合を5段階程度で評価するという手法でやっております。もう一つは人工林のほうで、こちらはスギやヒノキ、植林されたものが樹皮を剥がされてダメージを受けているのですが、その樹皮の剥がされた木の割合ということで、5段階程度に評価するという手法を使って全体的な調査をしております。まず、こちらにお示ししておりますのが、広葉樹林のほうの森のスカスカ具合の分布状況ということで、平成25年と27年に調査を行いました。傾向としてはほぼ同じで、先ほどまでシカが多いという話をしていただきました。能勢とか箕面、高槻の中心部辺りで、衰退が少し進んでいる状況があるということが見えております。ほぼ変わらなかったのですが、平成27年には、衰退度3という。かなりスカスカ具合が進行した状況にある場所というのでも2、3件ですが、この辺りで確認できたという状況になっております。そのような辺りがこのような森になるのですが、同じ場所で森林の土壌の侵食状況の調査ということも併せて行っておりまして、それを見ていただきますとこのような地域は、少しやはり侵食が進んでいる状況ではありますが、大阪府の場合は、全体としてもこの一番侵食程度が低めのものしか今のところ見えなかったということで、現段階では、そこまで深刻な状況ではないのかと。ただ、やはり下層植生衰退との関連も見えてきておりますので、今後の推移をモニタリングしていく必要があるのかと考えております。もう一つ人工林のほうの調査の結果で、こちらがスギ林でこちらがヒノキ林の状況ですが、大阪府の場合は、スギへの剥皮はほとんど見られなくて、この辺りで少しだけ見えただけで、ほとんど剥皮されていない状況でした。ヒノキの場合は、能勢とか箕面です。シカの多かったこの辺りでは、かなり剥皮が進んでいる地域が確認できた一方で、ある程度シカが多くいそうであった高槻のこの辺りでは、なぜかあまり剥皮がされてなかったということで、単純にシカの密度だけでは、この剥皮被害が決まってこないのかという状況も見えております。

以上、被害の状況モニタリングの結果をまとめますとシカの場合は、農業被害がずっと増加傾向だったのですが、昨年初めて少し減少に転じたということです。人工林や自然植

生の被害もある程度見えておりまして、自然植生に対しては、シカの密度が高い地域を中心に森がスカスカになってきている。ここで人工林の場合はヒノキが中心なのですが、少し密度だけでは語れない地域もあるのかというところですよ。

イノシシの場合は、だいたい平成25年ぐらいまで増加傾向だった農業被害が、こちらでも少し最近落ち着いてきているのかということで、シカも同じでしたが、防護柵という対策が中心なのですが、その効果が若干薄れてきている状況が見えることになっております。

この辺りまでは、モニタリング調査の報告になりますが、今回メインになりましたシカとイノシシに関して、もう少し解析を行ったので、少し最後に紹介させていただきます。

今まで紹介させていただいたのが、単純に密度の状況、被害の状況のモニタリング調査結果だったのですが、その関係解析をしようというふうなお話になります。これから審議させていただきます。管理計画というものでは、目標を定めていくわけですが、理想的な手順としては、目標をどのように定めるのかと言えば、どのぐらいの被害程度を目指すのかということがまずありまして、では、そのためには、どのような密度を達成すべきなのかという話があるべきである。

そのためには被害と密度の関係の解析が欠かせないという話になってくるのですが、実際に、ではこのような手順でしっかりと目標を科学的に決めている計画がどれだけあるのかということで全国を見ますと、残念ながらそれほど多くないということが実情だったりします。そこでこれだけデータが集まってきたところもありますので、大阪府での状況というものを1回、整理しようということで、今回、解析をして見ました。

これがざっと結果になりますが、こちらが、まず、シカの密度、横軸と農業被害の先ほどのアンケートのデータの関係性を解析した結果になります。白い丸が実際のデータの分布状況で、黒い線がその結果から推定された関係性の解析結果になります。見ていただきますと、この辺りからすごく増えて、あとほぼ一定という関係になっていまして、例えばこのぐらいの状況のシカの密度を半分ぐらいまで減らしても被害としてはほとんど減らないと。ただ、ここらぐらいまで下げると被害もぐっと下がるという関係が見えてきます。だいたい10頭程度辺りぐらいかということなのですが、確かにこの辺りを見ていただきますと、ここより下では被害が深刻という場所の報告が全く見られないということで、一つこの辺りが目安になるのかということが見えております。

同じくシカの密度と先ほどの森林のスカスカ具合の関係を解析した結果がこちらで、こちらは不思議なおもしろい動きではなくて、ほぼ線形という感じで、シカが増えると森がスカスカになりますという結果だけなのですが、同じ10頭という部分で見ていただきますと、下層植生の衰退度が2以上という、結構スカスカになっているような地域が全く見られないということで、ここも一つこの目安になる数字になってくるのかなということが、この結果から見て取れます。

同じようなことでイノシシの場合は、密度推定のデータがないので先にお示しした目撃

効率を指標にしていますが、これと農業被害のアンケート結果の関係を解析しますと、このような形になりまして、このぐらいから、ほぼねてしまうのですが、イノシシが増えると被害が増えるという傾向になっております。

シカと同じような関係を見ていただきますと、だいたいこの辺り、目撃効率0.15ぐらいを境に、被害が深刻に当たるようなかなりひどい地域が見えてこなくなるということが、この結果から見て取れる感じです。

そのようなことから考えますとシカの場合は、この平方キロ当たり10頭というのが、一つ目安になるのかということが考えられるかと思えます。そこで解析結果でぐっと被害が減るということもありますし、被害がかなり深刻な状況の地域というのが、見られなくなるという結果もあります。ただ、もう一方で農業被害の場合は、こちらに示しているように、かなりここでバラついているところもあります。イノシシの報告もかなりもっと極端だったりするのですが、この辺りを、例えば今回、解析には入れられていない防護柵があるかないか、それがどの程度機能しているかという被害防除の効果みたいな辺りも反映しているのかと、その辺りをしっかり普及啓発していくところも大事だろうということも考えられます。

イノシシも同じように、一つ目安としては目撃効率0.15程度ということがあるのかということですが、イノシシはシカ以上にバラつきが大きいということで、その辺り被害防除というところもありますし、もう一つイノシシの場合は、目撃効率ぐらしか使える指標が現時点でないということもありまして、その辺のデータの制約もあるのかという感じです。この辺りも結果を見ながらこの先のモニタリングをしながら進めていくことが大事かということが考えられます。少し長くなりましたが以上になります。

○石井部会長 本当に心強いこのようなデータきちんと取って出していただけているということで、大阪府立環境農林水産総合研究所、とっても長いので、われわれ環農水研と呼んでいますが、そのようにしなければ少し覚えられないぐらいです。環農水研の幸田研究員にご報告いただきました。これは学術論文としても投稿していただいている、私もいろいろなところで利用させていただいていております。

それでは、せっかくですので、少し時間を取ってご質問等を受けたいと思います。何かございませんでしょうか。

○栗本委員 私の疑問なところは、まず、シカの密度が平成24年まではほぼこのグラフを見ているとほぼ一定しているとはどうしても思えないのですが、明らかに平成27年、24年に比べると27年は増加しているのですが、このようなところからほぼ一定推移していると判断されている根拠はなぜかと。

○石井部会長 今の資料番号15番ぐらいですか。

○栗本委員 資料番号は少し。

○石井部会長 7番ですか。

○栗本委員 それから、資料番号11です。この辺は例えば、神峯山、本山寺の辺りも、

鳥獣保護区が重なっていたり、箕面国立公園、妙見山とか保護区が集まる場所との解析を、していただけると、今回のそのような多くの関係も判断しやすいのかと思いました。それが感想です。

それから、最後の資料番号28番や29とか、その辺りのGAMモデルがあればいただきたいと思います。それと平方キロ、これは感覚の問題なのですが、平方キロメートル10数頭と言えば、大きなゴルフ場100ヘクタールそのぐらいなのですが、その100ヘクタール当たり10頭のシカがいるという感覚なのですが、感覚的にはとても多いのかなという。そのような感覚です。

それから、私は森林組合の立場からいいますと、いろいろ申し上げて恐縮なのですが、柵を張られていまして、先ほど確かに柵はそれほど効果がないと判断をしつつ、そうしますとさらに樹木の場合であれば、木一本ごとに保護するとか、農家の人は自分の田んぼの周りにもう一度柵をすると、そのようなことをされています。

そのような努力によって被害が少なくなっているということの評価をどのようにするのかということなのかと思います。だから頭数が減ったから被害が減ったということではなくて、努力の結果として被害が減っているということについて、どのように評価されているのかということです。それはこの調査の結果と関係ないですが、今後、これを基にいろいろな議論をされるということであれば、そのようなことも少しお考えいただきたいと思って感想を述べさせていただきました。長々と大変申し訳ございません。以上です。

○石井部会長 全体的にコメントいただいたところでいいと思いますが、これまでこのようなことをやってくれる機関の中で、近畿地方としてはなかったということで、大変いい例ではないかと思いますが、その一方でこのデータの成り行きをいろいろ、少し先にご意見だけ伺って後でコメントがあれば、幸田さんからいただきたいと思います。ほか、いかがですか。

○前迫委員 すごく膨大なデータをありがとうございます。しかも経年的に追いかけてくださっていますので、非常によく分かりました。その中で、農業被害と言っておられるところは、例えば能勢の辺りだとコナラ林とかも林業に使っておられるようなものも農業被害に入っておられるのか、農業被害とおっしゃっている、どのようなところまでを農業被害というふうに算出といいますか、考えておられるのか、少しお尋ねしたかったということが1点です。

あと、侵食度は軽微といいますか、下層植生はないけれども、侵食状態はそれほど大きなものではなかったというご報告だったのですが、その侵食状況の把握というのは、どのような観点でデータを取られたのか、実際に流れているようなところもあるとは思いますが、広範囲を調査されていますので、あまり詳細なデータを取るとするのは難しいと思いますが、その侵食が進むというのは、やはり今後、大阪府下の防災といいますか、災害は結構、生駒山系に今、シカはいませんが、結構、急傾斜地とかが多いので、立地との関係もあるかと思うので、その辺を少し教えていただきたいところがございます。

あと、先ほどのご質問とも関係するのですが、例えばカラスなどでは個体数自体はそれほど減っていないけれども、被害額としては減少しているというところがあり、それは住民の方の防除とか何かの対策によって被害という意味で出てこなかったのか、あるいはカラスの個体数は同じけども、どのようにしてその被害額が減少したのかという辺りについて、もし情報をお持ちでしたら教えていただきたいと思います。取りあえず3点ぐらい教えていただければ有り難いと思います。

○石井部会長 そちら辺は、澤畠先生、いかがでしょうか。

○澤畠委員 これは力の入った資料で、すごいなと思いながら見せていただいたのですが、一つだけ、やはりサルとか、あとはシカの動向を見る上で、隣の県境を挟んだ隣のデータも多少あると見やすいです。行動も把握しやすいですし、例えば県境を越えてないけれども、お隣で結構、ここは高密度になっているというところが、おそらくたぶん増えてくるだろうと予測が立てやすいですし、その資料も多少、大変な量になってきますが、ある程度、説得しやすくなるかと思います。

○石井部会長 いかがでしょうか。たぶん期待が大きいということで、いろいろなことをお聞きになっていますが、学術的にあまり深める気はないのですが、何か今の時点で幸田さんからございましたらお願いします。

○幸田研究員 個別にお答えしていくほどの質問はないので、一応覚えている範囲だけあれですが、最初にご指摘いただきました、近年、シカの密度がほぼ一定と言えるのかというお話で、確かに昨年度でいいますと少し増えたところはあるのですが、一応、ここは全体での統計的な有意差みたいな辺りを見てはいます、そこでいいますと有意な変動としては見えなかったということが、まず、一つあります。

あと、全体としてのお話にはなりますが、目撃効率だけでいいますと昨年度は少し上がったという。数字的なところは確かにそうですが、例えばワナのほうでいいますと箱ワナや囲いワナの中に下がってきている。そのような全体のトレンドとして見るとほぼ一定という辺りが妥当な評価かということが考えられたところですが、今回お示ししなかったですが、糞の調査結果でいいますと、昨年度と今年は、ほぼ一定という変動になっていますので、その辺りの評価でいいのかと考えているところです。

あと、シカの多い地域と保護区等の関係、この辺りほかの環境要因とかの関係のGISを使った解析とかやりたいとは思っているのですが、今の段階ではあまりできていないところはあります。ただ、シカが今、多い場所というのは、数十年前、シカがかなり減っていたところに、わずかに残ったシカがいたと言われる地域と重なっていたりしますので、その辺りの関係が少しあるのかと思っております。

あと、感覚的にずっと多い気がするというのは、おっしゃるとおりかと思っております、環境省が昔、昔に定めたといいますか、指針みたいな話でいいますと、平方キロ5頭以下だとか、1、2頭以下だとかいうお話があたりします。今回は、解析結果としてこの辺りというのは一つあるのですが、単純にいいますとその数字を目指すだけではいけないと

いいですか、そこにとらわれすぎないようにしておかなければいけないのかということがありまして、本当に減らしたいのは被害のほうなので、その辺りモニタリングしながら、結局10頭ぐらいまで来たけれども、被害が減りませんでしたという話になれば、また、考えなければいけないのかと思います。

柵の効果みたいな辺りは、本当は解析にも入れたくて、アンケートで柵の有無みたいなものは取っていますので、その辺り解析には入れたりしたのですが、今回、うまくいかなかったところがあります。それは柵の有無だけでいいですと、ほぼ9割、10割ぐらいが柵をしていますという話でありましたので、単純にそれではできないので、おっしゃっていたように柵があるけれども、うまく機能していないような柵も結構あり、空いている部分があったりだとか、電気柵の付け方が逆だとか、そのような話がありますので、本当はそのような部分を評価して、どのぐらいの機能がある柵がしっかりメンテナンスをしているかという辺りとかの関係を調べて、そのような部分の防除の必要性というものも評価を、本当はしたいと思っていますが、今の段階でそこまで行けてないというのが実情です。侵食度合いとかのお話は、また、後ほどお願いします。

○石井部会長 結構、予算もかかりますので、今、人数的にはそれほどいないというか。幸田さんだけがやっているような気もするのですが、少し大阪府のほうで予算も考えなければいけないと思ったりしております。

この部分はこれぐらいにいたしまして、本題に移りたいと思います。鳥獣3計画の審議ということで、一つ目の第12次大阪府鳥獣管理計画のところでございます。それでは、事務局から、ご説明をお願いいたします。

○事務局（清谷） 12次計画の諮問について、資料1-2と1-3をご覧ください。先ほどのスケジュールのときに説明させてもらったのですが、配席表の後ろに付いている国の基本指針の主な変更点と、こちらと併せて見ていただければと思います。

資料1-2で説明させていただきますが、12次計画の諮問についてということで、鳥獣保護管理法第3条に基づきまして、環境省が基本指針を策定しているということでございます。この基本指針の中には、鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項でありますとか、事業計画の作成に関する事項などが記述されております。今、環境省の方でこの最終の取りまとめを行っております、今年の10月中旬に告示される予定になっております。

具体的な中身に入っていくのですが、先ほど国の資料がありましたが、ここに書いてある内容をA3のペーパーの左側に抜粋して記述しておりますので、ここで説明させていただきたいと思います。

基本指針の主な変更点ということで、国が新たに追記した記述の部分になります。まず、一つ目が基本的な考え方ということで、三つございまして、まず、一つ目が鳥獣の管理の強化に伴う懸念への対応が必要ということです。これは具体的にいいまして昨年、鳥獣法が管理という概念が加わりまして、シカとイノシシについては、指定管理鳥獣ということで定められましたので、一定の数に減らしていこうということです。それに伴ってたくさ

ん捕れば捕るほど、例えば鉛中毒が発生したりですとか、あと錯誤捕獲とか、事故が増えるという懸念が、まず一つあります。それへの対応がまず必要だということでございます。

二つ目の黒丸ですが、各主体の役割の明確化、専門的な知見を有する人材の配置・活用が必要ということがございます。

三つ目ですが、人と鳥獣の関係を考えるため広域的・地域的な視点のほか、鳥獣のもたらす恵みへの感謝と生命の尊厳に対する配慮を含めた広い視点が必要ということで、少し抽象的な表現で分かりにくいのですが、これは本文を見ますと、例えば愛玩の使用に関する在り方でありまして、傷病鳥獣の保護に関する在り方などが、具体的に記述されております。

2番のほうに行きまして、鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項です。ここの中に書いてあるものを具体的に12次計画の中に書き込んでいくということになっておりまして、大きく五つございます。まず一つ目が、鳥獣保護区の指定及び管理ということになっておりまして、森林鳥獣生息地の保護区ということで、これは必要に応じて保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切か考慮した上で新規指定、または存続期間の更新等を検討するというところでございます。

少し具体的な説明につきましては、大阪府の計画のところの説明させていただきたいと思っておりますので、こちらについては読み上げさせていただきたいと思っております。

二つ目ですが、鉛中毒対策ということで、先ほどの基本的な考え方の中で、管理の強化に伴う懸念ということがございましたが、鉛中毒対策ということで、捕獲実施区域と水鳥、または希少猛禽類の生息地が重複して、科学的な見地から鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域においては、捕獲許可の際に鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用する。または捕獲個体の搬出の徹底を指導するということがございます。

次に三つ目になりますが、今回の基本指針の改正の一番大きな目玉かと思っております。これは小型の箱ワナ等によりアライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する際、農林業被害の防止の目的で、農林業者が自らの事業地内において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施するなど、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合につきましては、これは狩猟免許を受けていない者に対しても許可できるということになっております。

次に四つ目ですが、人材の育成確保ということで書かれておりまして、都道府県は鳥獣保護管理に関する専門的な知見を有する者を鳥獣行政担当職員として配置することが求められております。二つ目としまして、国、都道府県、大学、民間団体の提供する研修や講座等において連携を進め鳥獣保護管理に係るカリキュラムにおいて、最低限受講すべき内容について検討を進めるということでございます。

最後五つ目ですが、鳥獣保護管理の体制整備ということがございます。傷病鳥獣の保護

等を通じた鳥獣に関する各種調査研究及び普及啓発に加え環境モニタリング、環境教育等も含め科学的、計画的な鳥獣保護管理センター等としての機能強化、または新たな施設整備等に務めるということで書かれております。

これが基本指針の主な変更点ということで、国が新たに記述した内容でございます。それを受けまして、右側に移っていただきたいのですが、鳥獣保護管理法第4条に基づきまして、大阪府が12次計画を策定するという内容でございます。この事業計画につきましては、項目の1番から9番まで細かく定められておりまして、この中に具体的な内容を書いていく内容でございます。

まず、1番ですが、計画期間は平成29年4月1日から平成34年の3月31日までの5年間となっております。次に2番です。鳥獣保護区特別保護地区及び休猟区に関する事項といたしまして、変更した部分に少し下線を引かせていただいているのですが、現在、大阪府では鳥獣保護区18カ所、そのうち一つ特別保護区を含んでおりますが指定しております。この5カ年で、新たに新規指定するとか区域を拡大する予定は、現在のところございません。この5年間の中で期間更新するのは10カ所を予定しております。ただし、これは先ほどの国の基本指針の主な変更点の中に書かれておりましたが、保護を目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまでの経緯を踏まえた上で、その鳥獣の保護に本当に適切かどうかを考慮した上で、指定更新を検討しなさいということになっておりますので、この部分につきましては、大阪府も同じ記述をさせていただきたいと思っております。

鳥獣保護区につきましては、20年以内の期間で定めることができると法律上になっておりまして、大阪府では一律10年間という形で18カ所指定しております。毎年のようにどこかしら1カ所、2カ所ぐらいの更新があるのですが、前の年にその鳥獣保護区の生息調査などを行っております。加えて地元の関係者の方に同意を取った上で、やはりこの鳥獣保護区なのですが、期間を更新するに当たりまして、やはり希少なものが生息しているとか、そこで営巣しているという事実がありますので更新させていただきたいという形で、同意を取った上で指定更新を進めております。

ただ、やはりシカ、イノシシなどの被害がすごく多いということで、地元の方の同意というのがなかなか取ることが難しい状況になっておりますので、三つ目の黒丸をご覧くださいなのですが、ただし、保護区といっても実際に被害が出れば、有害鳥獣捕獲ということで、悪さをするものは捕獲することができるということになっているのですが、これをご存じない方が非常に多いということがありまして、去年も私、補佐と地元の説明会などに行かせていただいたのですが、なかなか保護区を更新させていただきたくても、感情的な部分が入っていると思っておりますが、「これだけ被害が出ているのに何が保護だ」ということをおっしゃる方が多数いらっしゃいまして、やはり現場の被害状況は、すごく深刻なのだということが分かったという感想がございまして、ただし、今までも実際に保護区を更新するに当たっては、調査をした上で10年前にもこのような希少なものがいま

したと。今回もこのような希少なものがいました。さらに加えて中で営巣しているとかいうことがありますので、更新したいということで示させてはいただいているのですが、なかなかそこまで進まないということがございます。

また、市町村です。実際に同意を取るに当たっては、市町村に地元の調整とかやってもらっているのですが、行政の担当というのは、数年おきに代わるということもありまして、なかなかその保護区の中で有害鳥獣捕獲をできるということを知らない方も時々いますので、その辺は周知徹底に務めていく必要があるのかと考えております。

ですので、ここの三つ目の黒丸のところですが、農林被害対策のために必要な保護については可能であることを、ここをもれなく周知徹底していく必要が、まず、あるのかということで追加させていただいております。その上で最後のところですが、捕獲の適切な実施によりまして、指定に関する関係者の理解を得られるように努めるということを書かせていただいております。

少し順番が前後しましたが、指定更新を前回の11次計画の指定更新に努めるということで書かせてもらっていたのですが、今回から検討するという形に変えさせていただいております。鳥獣保護区に関する事項は以上でございます。

次の変更事項ですが、4番です。鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取の許可に関する事項ということで、ここは大きく二つ追記させていただいております、鉛中毒対策というものがございます。環境省の会議などに出させていただいて聞くところによりますと、北海道などではエゾシカを鉄砲などで撃って、それをそのまま放置した状態で猛禽類などが食べて、それで神経系がやられて鉛中毒が起こっているということです。本州以南につきましては、データがまだ十分ないということもありますが、管理強化に伴って実際にこのようなことも増えてくるのかという懸念がございますので、ここにつきましては、大阪府の計画の中にも、少し記述させていただきたいと。ただし、実際に大阪府でこのようなことが起こるのかということを含めまして、少しこれから検討が必要なのかと考えているのですが、この部分につきましては、鳥獣専門員という者が、われわれのグループにおりますので、その方にご相談するというのと、あと、野鳥の会でありますとか、猟友会などの協力を得ながら、まず、このような事項がどこで起こるのかということ把握した上で、実際にそのような懸念があるのであれば、捕獲許可を出す際に周知徹底を図る必要があるのかと考えております。

二つ目の項目としまして、小型の箱ワナ等によりアライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する際に、一定の条件を満たせば、狩猟免許を受けていない者に対しても許可を認めるということで、こちらにつきましても、昨年法律が変わりまして、管理ということが加わりましたので、この部分につきましても大阪府としても、国の考えと同様にこれを認めたいと考えております。実際に、これは許可証を発行する際に条件というものがございまして、その中に1日1回以上見回りをして、安全に配慮するとか、そのような対策が必要なのかと考えております。

あと、実際に止めさしであるとか、個体の処分とかいうのも、なかなか農家の方は慣れるまで少し難しいという声もお聞きしていますので、その部分につきましては、もう少し詳しい議論をして、どのようにしていくのが一番いいのか、そのようなところはあるのかと考えておりますが、基本的には、大阪府としても国の意見と同様に、ここについては認めていきたいと考えております。

大阪府は、狩猟鳥獣関係の有害鳥獣捕獲許可につきましては、すべて市町村へ権限を移譲しております。実際にこのような形でやるに当たっては、市町村の担当とかへの周知等も必要ですので、その辺につきましては、具体的にどのようなすれば一番すんなりいくのか考えていかなければいけないところもありますが、現在のところは、国の指針に合わせてということで考えております。

次に、少し飛びまして8番です。鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項でございます。こちらは人材の育成、確保に係る分と鳥獣保護管理の体制整備に係る分でございます。読み上げさせていただきますと、「国、都道府県の提供する研修や講座等において連携を進め、鳥獣保護管理に係るカリキュラムにおいて、最低限受講すべき内容について検討し、積極的に受講する」ということで書かかれております。

実際に、今の計画にも環境省がやっている研修なども受けなさいということで、ちらっとは書かせていただいているのですが、やはりこれだけいろいろな問題が出ている中で、専門的な知識を持った職員の配置が求められているということでございますので、実際に、どのようなものを受ければ、最低限の知識が付くのかということ、少し内部で検討しまして、このようなものについては積極的に受けていく必要があるのかと考えています。

あと、ほかの自治体とも連携してということが書かれておりまして、今年度から、近隣の自治体のほうで、今まで市町村の鳥獣担当初心者向けの研修をやっていたのですが、近畿府県の鳥獣の担当者につきましても、出席していいですということもありまして、野生動物グループのほうで少し交代で出席させていただいているところですので、利用できるものはどんどん利用して、担当職員のスキルを上げていかなければいけないというところがございますので、ここにつきましては今まで以上に、少し積極的に受講した上でスキルを上げていきたいと考えております。

最後の部分になりましたが、傷病鳥獣の一次保護施設の設置ということで、大阪府では現在、大阪府動物愛護管理センター、仮称なのですが、大阪府羽曳野市のほうに、動物愛護管理センターを設置する予定になっておりまして、整備を進めているところです。来年の8月に開設予定になっておりまして、その中に傷病鳥獣の野生復帰を目的とした一時保護施設を設置することになっておりますので、まさに国がそのような拠点を強化しようとか、拠点整備に努めよということをおっしゃっていますが、まさにタイムリーですので、この部分については記述させていただきたいと考えております。

主な変更部分につきましては、以上なのですが、6番です。第二種鳥獣管理計画の作成に関する事項ということで、特に管理を必要とする鳥獣につきましては、この12次計画

の中に記述する必要がございます。その上で特出しで管理計画を策定しているのですが、シカとイノシシにつきましては、それぞれ4期と3期なのですが、これにつきましては、また、5カ年、新しい計画をつくって管理をしていくということでございます。

管理の目標設定ということで、シカにつきましては、平均生息密度が1キロ平方メートル当たり10頭以下ということで、年間1400頭以上の捕獲ということと、イノシシにつきましては、平均目撃効率0.15頭人日ということで設定しております。こちらにつきましては、年間3100頭以上の捕獲を管理の目標にするということになっております。こちらの部分につきましては、後ほど詳しく説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

あと、一つだけなのですが、こちら国のほうの1-1と書いている基本指針の主な変更点ですが、こちらの裏面をご覧ください。ここに書いている事項は、A3のペーパーの中にほぼ落とし込んである状態なのですが、一つだけ盛り込んでいない項目がございます、裏の表の下から二つ目です。愛玩使用目的での捕獲の取扱というところなのですが、こちらにつきましては、これまで一部認められてきた愛玩のための飼養目的とする捕獲については、今後、廃止を含めて検討するというところで記述がございます。

5年前も環境省は、今後、廃止を含めて検討するというところで書いてありまして、今回、廃止するというところで来るのかと思っていたのですが、ここについては変更がなかったということでございます。ただ、その後ろに、この検討に当たっては、鳥獣を愛でることの意味でありますとか、生物多様性の確保等を踏まえた上で、総合的な検討を行うという、少し半歩進んだような記述がありますが、この部分につきましては、5年前に11次計画をつくったときに、大阪府が国より一歩進んで原則ということを外して認めないという形にしております。特に今回、変更する事項がございますので、あえてここに入れておりませんので、それだけ少し付け加えさせていただきたいと思っております。

12次計画の説明につきましては、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○石井部会長 資料1-3の説明はいいのですか。

○事務局（清谷） 資料1-3の説明につきましては、だいたいこの計画の中に書いている部分を落とし込んでいることとなりますので、今回については、時間の関係がございますので、はい。

○石井部会長 ということでございます。そうでしたら。

○事務局（清谷） 少し1カ所、修正がございます、7ページです。

○石井部会長 資料1-3のところですか。

○事務局（清谷） そうです。資料1-3の7ページです。（3）わなの使用に当たっての許可基準、8行目の一番右の「原則として、輪の直径が」となるのですが、「ワイヤーの直径が」と修正していただければと思います。

○石井部会長 7ページの最初から入れれば9行目の一番下の原則としてというところの

直径がというところです。

○事務局（清谷） 原則として輪の直径が部分が、ワイヤーの直径がということで。

○阪口委員 これ12センチというのは、大阪は緩和されていたのと違いますか。

○事務局（清谷） それのさらに下です。

○阪口委員 12センチという規定は、大阪府内では適用しないと、今までなっておりますが、今回からなるのですか。

○事務局（清谷） 今回は、この基本指針に盛り込んでいる内容、その12センチというのは、（1）番に書かせてもらっていますので。

○高柳委員 だから、それが今まで大阪はクマがないので12センチという規定はなかったのだと、どうかという。それを聞いているのです。

○阪口委員 そうです。

○高柳委員 今は、京都でもどこでもクマがいても12センチでは小さすぎますので、外しているところが多いのですが、大阪はクマがないから12センチにする理由がないので、僕も少し詳しくは知りませんが、実際なかったものが、ここで新たに12センチと指定するのかということです。

○事務局（清谷） そうですね。すみません。少しこれは誤りです。すみません。少し国の基本指針をそのまま移してしまったので、すみません。

○高柳委員 それは重要なことなので、十分気を付けてください。

○事務局（清谷） はい。管理計画の中で緩和措置を設けていますので、はい。申し訳ございません。

○高柳委員 どちらにするのか決めて、だから保護管理計画の方で書くだけにするのか、それともここからきちんと書くのか。それは、ここから外すのか。それはきちんと内部で話し合って。

○事務局（清谷） はい。分かりました。また、検討の上ご報告させていただきます。

○石井部会長 そこを言いたかったのではなかったのですが、その話はあとでやりましょうね。今のそのページのさらに2行下のところに、これ又野委員からご指摘いただいたのですが、「原則として、輪の直径が4ミリメートル以上」と書いてありますが、これは細かい表現で分かりづらいので、これはワイヤーの直径がという。これは少し修正していただきたいと思います。その12センチのところは、あとで議論させていただいて、こちらはあまり時間ないですが、ご意見をお願いします。

○阪口委員 はい。モニタリングも含め被害等々、聞かせていただいたのですが、現場を預かる者として、具体的にどれだけ捕ればいいのか、また、そのための予算はどのように考えられているのか、それは市町村任せで大阪府は知らないとおっしゃるのか、そこらの具体的なことを聞かせていただきたいと思います。それと、左側の4番の人材の育成と、もちろん都道府県の鳥獣保護管理に関する専門的な知識を有する者を鳥獣行政担当職員として配置することが求められている。もちろんそれも結構なのですが、現場でやる者が、

どんどん数が減っているのに、例えば近畿ブロックで減っているのは大阪だけなのです。

お隣の兵庫県は、130何名増えているのです。大阪だけが40数名減っています。一番少ない京都でも3名増えています。大阪だけがずっと長期的に、狩猟人口が減っているという。このようなデータがあり、人材の育成と書いてあるから喜んで読めば、そうではないような内容で、これについても、もう少しご尽力をいただきたいと。われわれも努力はしているつもりなのですが、大阪府のほうもご尽力いただきたい。

それから、右側の4番の鉛です。これは北海道、先ほど捕獲したけれども、回収しなかったというのではなく、当たりどころによっては、半矢になって逃げるわけです。逃げてハンターが行けないようなところで、最終的には野垂れ死にをすると。それを猛禽類が食べて鉛中毒になる。けど北海道の場合、今、一つ大きな問題がございまして、バーンズ弾、いわゆる純銅弾の使用を義務付けられております。これを使うことによってパルプ材に被弾して、その裁断に当たるチェーンソー、もしくはチップ、電動の大きなこぎりです。ここの被害が年間、北海道で2000万円以上出ています。林業の組合から、従来の、いわゆるソフトポイントのタマでは、これだけ被害は出てなかったと。国、環境省が進めるバーンズ弾、銅弾による、堅いですから、それがのこぎりのチップがみんな飛んでしまうという。これの被害が非常に多くて困っているということで、何とかならないものかというのが、北海道の林業関係の人の今の切実なる願いだと思えます。

それから、また、保護区の問題ですが、これは、私も以前からずっとお願いしておりますが、増やさないでくださいと。泉南地区、あそこ増やされたときも、僕は聞いたのですが、理由は何ですかと。あそこに何かクマタカとかの営巣地がある。クマタカはもともとわれわれが狩猟できる鳥類ではないので、それで有害は認めると、有害を認めるのであれば、有害の許可が下りた者しか出来ない。狩猟期間があれば、一般の狩猟者もそこで狩猟できる鳥類は捕獲可能なわけで、何かだんだんやりにくいように、やりにくいようにされているというのがわれわれの実態で、以前にもお願いした生駒山系のおらの裏山は全部駄目だから、大きさは受けないと。いわゆる特定猟具使用禁止区域、昔でいう銃禁です。それはいいと思いますが、箱ワナに関しては認めたら、その辺の八尾やら東大阪やら、あの辺の人は、大阪を受けて箱ワナ設置するのではないか、くくりわなに関しては、一部問題がありまして、以前にも好奇心の強い中学生が、札があるから注意せよと、その看板を見てどんなんだと、われわれが見ても分からないようなプロが仕掛けたものは、まして中学生が行って分かるわけがない。それでかかってしまって、何とか携帯で警察を呼んで大騒ぎになったという例もありますので、くくりわなは好ましいことにはないですが、箱ワナだけでも認めるとするのは、そのようなことも以前にお願いした経緯がありますが、なかなかそのようなことは、片方でこれだけ被害が出ている、さあどうするのですかと。最終的にはわれわれが現場でやらなければいけないという。今もやっていただいております。昨日もずっとやっていただいておりますが、夏の暑いときでも、われわれももう少しやりやすい条件をつくっていただきたいと。それで、例えば森林管理局さんとの契約などは、非常

にスムーズにいておりました契約更新を、また、させていただいて捕獲をどんどんやっ
てくださいと。このようなことでスムーズにいておりますが。

○石井部会長 今日は、十分に溜まっているスタンスでいきたいと思います。ほかは、ど
うでしょうか。

○又野委員 右半分の鳥獣の人工増殖と放鳥というところの、一つ目の黒いところが、個
体数が少なく保護増殖を図る必要のあるものについてなのですが、資料1-3の5ページ
で、これは検討だけの問題なのですが、ここは第3-1のところに書いてあって、第4の
これは捕獲のところなのですが、希少鳥獣というのは、ここで具体的に出てくるどうか
こうとかと書いてあり、この言葉の差が少し理解しにくい。希少鳥獣というのが一番具
体的には書いてありますが、ほか、鳥獣の人工増殖でもA3の分と資料1-3とは少し書き
方が違いますね。何か文学的には、少しそこが分かりにくかった。

○石井部会長 対する減少というのは、こちらは具体的にレッドリストを使って表現して
いる。

○又野委員 希少鳥獣の保護ですね。これは捕獲と採取に関するところは具体的なのです
が、人工増殖のほうは、少し文学的表現でよく分からないので、具体的に何があるのか、
ないのかを少し私は知らないですが、人工増殖が何か頭に置いている鳥とか分からないで
すが、その表現が少し分かりにくかったということと、それから、同じような感じで、
7ページの3-1の③のところで、これも捕獲のことなのですが、研究の目的を達成する
ために必要な種類とかの中で、農業被害のある場合は、適切な種類または数、その必要な
種類または数、適切な種類または数というもの、有害の場合と学術的な場合で書き分け
てあるというのが、どちらも必要な種類の数だと思うのですが、何かそこが分からないと
いうことと、いいたいことを言っていないということなので。

○石井部会長 はい。どうぞ、どうぞ。今日、言っておいたほうがいいです。あとで何か
どんでん返しになるよりは。

○又野委員 それと同じく資料の10ページの上から鳥獣の種類と数、適切な、適切な、
適切な、と羅列されているのですが、それは適切かどうかよく分からないのと、(2)の②
のところで、鳥獣による被害発生予察表の作成というところで、ここにざっと挙げてある
のですが、順番がよく分からない。何の順番になっているのか、四つ足と鳥を分けたのは
分かりませんが、それぞれの中で被害額の順番なのか、ぱっと見に、被害発生地域の順番で
書いてあるのか、何か並べてあるのはそれなりの理由があるのかと。

○石井部会長 例えばスズメ、ムクドリ、ヒヨドリとあるのが。

○又野委員 そう、そう。そうです。これが被害の順番なのか、鳥獣目録の順番でもない
ですし、何の順番かよく分からないということと、もう一つイタチもそうかもしれ
ないですが、ドバトが一人前にここにいるということなので。一応、まだ、ドバトは野
鳥とは認められていなくて、市民権を得ているのですが、野鳥とは認められていない。少
し対策としては、外来種と同じような対応はできないのかなとか、もう一ランクきつ

い、ここで私、伝書鳩のことよく知らないのですが、伝書鳩の方はとても大事にされていて、管理もきちんとされていると思いますが、ドバトを外来種にすると、愛玩用として、今、ドバトをレース鳩として飼っておられる方への影響がどうなるのか、少しそこがものすごく可愛がっておられることだけは、以前にワッカの番号知らせたら、もう泣かんばかりに感謝されたので、可愛がっておられることは分かりますが、ここに同等の被害のドバトが1位というのは、少しどうかとドバトについては感じました。そのぐらいです。

○石井部会長 はい。ありがとうございます。では、高柳先生。

○高柳委員 鳥獣保護区の件で、農林業被害等に対してはと書いてあるのですが、鳥獣保護区というのは、基本的生物多様保護区だという認識で文章書いていただきたいのと、要するに生物多様性を高めるためにやるので、多すぎてしまってシカなどが特に、そのような発想でやるものなのだという。そのようなスタンスでなければ、鳥獣保護区で農林業被害がなくても管理行政をやっつけていかなければならないと思います。そのようなものをなくすのはいかがかと思います。しっかり管理をして、あと、鉛弾などについては、新しく出ましたので、大変難しいと思いますが、猟友会か何かと連携しながら新しいことで、先ほどいろいろ意見がありましたので、できるようなこのような文言があると、このままだと、例えば大阪府が全部やっている感じになっていますが、そこら辺は公益社団法人ということで、連携してやっていくという文言もあっていいのではないかと、それは一般社団法人ではない大阪府猟友会の場合、書き込むことができるのではないかと思います。

あと、8番の育成に関しては、どこに書いてあるのですか。3-1の。

○事務局（清谷） 本文の中です。23ページの（3）の研修計画という部分に書かせてもらってまして、今まで書いている内容を見ますと実際にこんなもの受けているのか？というものもありましたので、確実にあるものは記載させていただいています。それで、加えてほかにもあるのであれば、少し追加させていただきたいと思いますが、現在のところは、これぐらいは確実に受けられるものなのかと考えております。

○高柳委員 これは行政担当者が研修をするのですか。

○事務局（清谷） そうですね。ここの部分につきましては、行政担当者とあと右側の内容目的のところに、また、と書かせてもらってまして、大阪府だけではなくて、府内市町村の鳥獣行政の担当者の方への周知を図って、積極的に受けていただきたいと、実際に国の研修について案内をしたところ、この間も市町村の担当の方も受講されたということも聞いていますので、少し積極的に受講してくださいという形で、促していこうと考えております。

○高柳委員 誰が研修するのか分からなかったのですが、あと、25ページの狩猟者の確保も新しく書き加えてあるのですが、先ほどお話しがあったように、やはりかなり重要なことですし、もう少し何か具体的に、これ以外に書き込むところが、例えばシカやイノシシのところにもなかなか難しいところもあるので、何かもう少し具体的に進められることがいいのかと思います。以上です。

○石井部会長 ほかは、いかがでしょう。

○前迫委員 まだ、見つけられていないのですが、シカの平均生息密度、10頭ha平方キロという書き込みは、この冊子の。

○事務局（清谷） それで、20ページになりまして、あまり詳しく記述はしてないのですが、ここの中で計画策定年度、計画の目的などを書かせてもらっていて、一番右から二つ目のところに、管理の表という形で記述させていただいています。

○前迫委員 ああ、これは今までは特になかったのですか。

○事務局（清谷） 捕獲頭数が何頭以上であるとか、被害金額がいくら以下とか、そのような書き方をさせてもらっていたのですが、前回、5年前に策定したときに、特にシカなのですが、実際に目標の頭数を捕獲してもなかなか被害が減らないとかいうこともありまして、結構、これは5カ年の計画になりますので、1年、2年とかで、かなり大きく変動するようなものがありますので、少しこの部分については、また、後ほどご説明させていただきますが、新しい試みでこのような形で書かせてもらったという経緯でございます。

○石井部会長 先ほどと同じで日が。

○事務局（清谷） すみません。

○前迫委員 印象といいますか、どうしてお聞きしたかといいますと、先ほど幸田さんのデータを見せていただきますと10を境に被害が出ているとか、10以下だという。その10のラインの決め方は分かりましたが、ただ、農林業被害といっても本当にいろいろありますし、シカが生息しているところでも、例えば草地みたいなところに多くいるのか、人工林に多いのか、あるいはコナラ林のようなところに多いのかとか、シカがいる場所によっても密度は変動すると思います。

そのとき優先順位を現場の人たちが、先にこちらをやってくださいとか決めるとは思いますが、高柳委員もおっしゃっていましたが、多様性を保全する視点というのは、なかなか被害額とかに換算しにくい、その生物多様性を保全しましょうみたいな目標の中で、管理する生息密度を決める場合と、とにかく被害が出ていて困るからここをやってほしいとか、目的はいろいろあるかと思いますが、一律10というのは、あまり現実的ではないといえますか、目標値はたぶんあったほうがいいのでしょうかけれども、その場所に依っては、少々高くても、被害値として出てこないようなところもあるでしょうし、これより低くてもすぐ、例えば本山寺の辺りとか、どれぐらいか知らないですが、緊急にもう少し下げたほうがいようなところもあるだろうしということで、この辺のきめ細かな運用の仕方とか、それは次の段階で何かフォローしていけるのかとか、その10だけが先に行きますと、例えば10だと多すぎるのではないかという意見も出るでしょうし、その辺の目標値としてはあったほうがいいのでしょうか、これをどのように、今後、運用するのかとか、視点として生物多様性保全にとって、やはりこれよりもう少し下げなければいけないとか、その辺をどのように見ていくのか、次の対策といいますか、次にきちんと目標値を10としたときに、それをうまく運用するようなことがなければ、あまり意味のない数値になります

ので、その辺は次の策みたいなものはあるのかどうか。少しお聞きしたいと思います。

○事務局（清谷） この中では具体的に記述できないので、シカとイノシシの管理計画の中で具体的に書かせてもらっていきまして、一律にということではなくて、農林業被害が濃い密度でありますとか、あとは下層植生の衰退度なども調べていますので、その辺の衰退度の指標に応じて、この部分については特に重点的にやりましょうとか、そのような形で考えておきまして、後ほど管理計画の中で詳しい説明をさせていただきたいと思います。

○前迫委員 これが生きてくるということですか。

○事務局（清谷） はい。そのように考えております。

○前迫委員 はい。ありがとうございます。

○石井部会長 どうにかこれを大方針にして、その中に、また、個々の動物の。

○前迫委員 はい。ありがとうございます。

○石井部会長 少し笹川さん、すみません。

○笹川委員 私は皆様の委員さんとは、相反する立場に立っているのです。生産、農業をやっていますので、だからこのところで地域を保全するために納得してほしいとか言われても、被害が、私の住んでいるところがまさに眞面なのです。すべてがそこに入っているところであって、もう生産者側とすれば、そのような保護されようかとおっしゃっているものに対する被害がすごく大きいわけなのです。だから皆さんがおっしゃることに相反する位置にいますので、言葉と申しますか発言がなかなかしづらいところもあったのですが、今日はこのような機会をいただいて。

○石井部会長 それは遠慮なく言っていただいて。

○笹川委員 だから例えの話ですが、野鳥のそれで病気を持っていれば、それが直接インフルエンザとか何とかになってきてそこへ来る。明日、出荷しようかなと思ってた分が、もうアライグマだとかサルだとか、もう本当にうちの庭にでもサルが来るのです。だから開発と保全が表裏一体のところにおいては、もう何とも言えないところなのです。その被害を被らなければ、ああ、可愛いなあ、そのような自然も必要だなと思いますが、生活がかかってきますと、すべてそれが、はい。ごもっともです。そうですねと言えないところに、私たちがいるということも理解していただいて。

○石井部会長 たぶん今の状況は、国のほうも今までは、鳥獣保護法と言っていますが、保護管理法と入れたのです。前回、急に改正しているのですが、立場が同じになっていると思います。要するに増えすぎて被害が出ているものに関しては、管理というのは、早い話が落とすという意味になるのですが、環境省の場合は、今までは保護一本やりで、鳥獣保護法だったものを鳥獣保護管理法にして、大阪の場合は、この二つの動物に関しては管理する側になっているのです。要するに減らすという方向で。

○笹川委員 だからイノシシのうり坊というのですか、親子連れでいたのが、この間の大水で、堤防にいるのです。そこらの畑を掘り返して、それがこの間の大水でどうも流されたみたいなことになっていたり、だから何かこちらで私は理解できるのですが、こちらで、

何でという。その。

○石井部会長 それは正直な。

○笹川委員 これが正直な生産者としての思いですので、その辺を少し勘案していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○阪口委員 以前から僕は、ずっと言っているように、保護の時代から、これはおかしいのでは違いますかということ言えば、府の方はこれでいいのだと、法律がこうだからこうだということで、僕の意見は全く封殺されました。それで、保護と管理というのは、何か対語のように聞こえますが、全く対語ではないのです。正しくは適正な管理、保護に対しては虐待です。虐待が対語になるとと思いますが、適正な管理が一番正しい言葉の使い方ではないかと。これは僕よりもずっと見識のある大学の先生に教えていただいたのですが、それが一番適切ではないかと。これは以前から僕の主張なのですが、それと少しお聞きさせていただきたいのは、大阪府内における農林業被害が年間ざっと190億ぐらいですか。

○事務局（桃木） 全国で、はい。

○阪口委員 190億ぐらいですね。

○事務局（桃木） 全国で190億ぐらいです。

○阪口委員 それと有害、大阪府下の市町村で有害の費用をいくらお使いになっているか把握されていますか。

○事務局（桃木） 詳細までは把握してないです。

○阪口委員 ないですか。平成27年度の大阪府への狩猟税の納入金額はいくらでしたか。

○事務局（清谷） 1000万弱だったと、少し手元には、管理に変わりまして、有害に従事されている方とかというのは、半額になるとか、あと指定管理事業をされている方は、免除とか出てきましたので、若干少し減っているかと思いますが、1000万前後だったと思います。詳しい金額は、調べておきます。

○阪口委員 日猟の会議で聞いたところによりますと、有害、全国的には、400億超えていると、全国的には、有害に対する予算が全国レベルでは400億をもう上回っていると、ところが若干変わるかも分かりませんが、狩猟税は全国集めても17億数千万、これは少し考えてもおかしいのではないかと、これは以前の話ですが、昭和37、8年以前は、狩猟登録すれば日本全国どこでも行けたのです。10月1日から、翌年の3月15日まで狩猟期間があったのです。これは都道府県知事の権限で狩猟期間を変えることは可能なのですが、今は出猟する都道府県ごとに税金を払ってやらなければいけない。有害というのは、逆に捕ればお金がもらえる。狩猟はお金を払って捕りに行く。同じ捕獲行為でもこれだけ差があるのは、少しおかしいのではないかと。このような意見も以前から出ておまして、例えば私などは、大阪などはもう30年近く受けておりません。それはいわゆる猟場がないからと言うことで、他府県ばかり行っておりますが、例えば大阪でも有害をやりたいのだけでも、手がないというところもありまして、例の老友会でごさいます、おじいさんばかりで、若い人が来てくれなければできないから、そのような場合は、例え

ば大阪府でも。そういうことも考えてほしいなど、本当に減らす気があるのであれば。

○石井部会長 ほかは、いかがでしょうか。

○高柳委員 先ほどの前迫先生が指摘された10頭ですが、私も、例えば5頭でも見ようと思えば見れると思いますので、ここで10頭と記録するのは、止めたほうがいいたろうと、1500頭としておいて、10頭については、特定計画のほうで書き込むほうが、ほかのところは全部そのようにしているのです。5年間これが維持されるということは少し危険性が高いので。

○石井部会長 では、頭数にしておけば。

○高柳委員 頭数だけにしておいて、新規でせっかく頑張っって書き込むという意欲は分かりますが、それが1点と、あと、被害対策に関しては、やはり防除ですね。もう少し書き込んでいただきたいと。私は、今100%シカを排除するということで、いろいろなところで主張していますが、そのようなことは十分可能で、防除のほうに、やはり重きを置かれていないということがありますので、防除をしっかりやっていただくことをお勧めいたします。以上です。

○石井部会長 栗本委員、何かございますか。

○栗本委員 大変申し訳ないのですが、僕、12時には確実に出なければいけませんので。

○高柳委員 私もそうなのです。

○栗本委員 大変申し訳ないです。

○石井部会長 質問はこれぐらいで打ち切らせていただいて、では、とにかく次回に今までいただいた意見を反映するというところで、では、急いで少し変則なのですが、二つ連続してやっていただけますか。

○事務局（清谷） はい。分かりました。では、シカとイノシシの管理計画について、説明させていただきます。

○事務局（桃木） それでは、シカとイノシシの管理計画について説明させていただきます。鳥獣保護管理法の中で個体数が増加しているものとか、著しく生息区域が拡大しているものにつきまして、特定計画を立てることによりまして、捕獲に関する緩和措置等ができるという規定がございます。大阪府におきましては、シカの計画につきましては、平成14年から保護管理計画という名前で計画を立てておりまして、それが平成27年5月29日に、鳥獣保護管理法の改正に伴って管理計画と名前が変わっております。

それで、大阪府としましては、今回、第3期が平成29年3月31日で終了しますことから、継続して4期計画を策定してシカ対策を講じることにしたいと考えております。概要等につきましては、5カ年の計画になりますので、計画期間は平成34年3月31日までで、管理区域は大阪府全域としております。

生息区域なのですが、こちら図面の地図を見ていただきますと、基本的には淀川以北の北摂地域に生息しております。ただ、近年、目撃が金剛山周辺で出ているものと、あと平成26年に交野市で1件、捕獲がありました。平成27年にも、こちらは泉南市で捕獲が

ありまして、今後、分布の拡大が懸念されることかと思えます。

捕獲頭数につきましては、こちらのグラフを見ていただきますと右肩上がりに増えております。合計頭数、平成27年度は、1510頭となっております。こちらのほうは、現在の第3期計画におきましては700頭という目標を定めておりまして、それを大幅に超えているものになります。また、下のグラフをご覧ください。一番上の折れ線グラフの四角の二重線のものになりますが、こちらは平成15年のピークを境に下がって減少傾向にありまして、それからずっとほぼ一定でつながっているところです。金額としてはピークからは減ったのですが、未だに被害が発生している状況です。

○石井部会長 そのこのところは、幸田さんと重なりますので、飛ばしましょうか。

○事務局（桃木） はい。分かりました。それで、管理の目標が、先ほどお話しさせていただいたとおり、平均密度が10頭以下ということで、捕獲の年間目標なのですが、現在、密度の指標におきまして、個体数がほぼ一定という方向性が見えることから、平成25年から27年までの平均捕獲数以上の捕獲をすれば、少なくとも数は増えないと。さらに減らすのであれば、それ以上の捕獲が必要ということで目標を立てております。

それで、こちらの計画で捕獲するために、どのような、本当の取組として規制緩和を行うということなのですが、こちらが現在の計画を引き継ぐことにはなりますが、シカの捕獲制限の緩和を行っております。具体的には制限緩和後を見ていただければと思いますが、シカは1日1頭とあるのですが、銃猟はオス1頭、メス無制限と緩和しております。それで、ワナ猟につきましては、オス、メスともに無制限にしております。それで、狩猟期間は、通常は2月15日までなのですが、一ヶ月間延長しております。

くくりわなの径なのですが、大阪府は、ツキノワグマは生息しておりませんので、無制限に排除するというようにしております。それで、管理のために必要な事項としまして、森林整備に関する事項で、やはり近年はシカが全国的に増えていることもありまして、大規模な伐採やシカのえさ場となってしまう恐れがあるということで、現地の状況に合わせて実施の時期とか規模などを検討するという項目を記載しております。

それと防除の観点で、大きな誘因物や誘因環境の除去ということで、耕作物の撤去とか、あとは、山際の刈払いや耕作地の刈払い等、里に寄せつけない環境づくりを推進するというように規定しております。生息地の保護及び整備に関する事項としまして、防除対策として、今まで行われてきました防護柵等、それから侵食の苗木に関してはツリーシェルターなどの項目について記載しております。

最後に、今回、幸田さんから説明していただきましたとおり、モニタリング調査を研究所さんをお願いしておりますので、そのモニタリング調査をフィードバックさせて、この計画期間内であったとしても、捕獲頭数等は見直しを実施したいということで考えております。こちらがシカの計画になります。

次に、資料2-3をご覧ください。こちらは変更点になります。期間の変更と生息の現状それと管理の目標で、一番大きなところが、管理の目標を今まで被害金額と被害面積の

半減、捕獲頭数で定めていたところを、こちらの平均密度にしたいと考えております。こちらの平均密度の作成にあたっては、幸田さんの先ほどの説明にあったとおり、平均密度10のところできく変わるということで、この数字を採用したいと考えております。

資料2-4につきましては、計画書になりますので、少し説明を省かせていただきます。

○石井部会長 栗本さんも現場に行かなければ。

○栗本委員 また、大変申し訳ないですが、森林組合として意見をまとめて出させていたかどうかということによろしいでしょうか。

○高柳委員 実は、次の会が京都であり申し訳ないですが。

○栗本委員 12時までとお聞きしていましたので。

○石井部会長 では、二人いない状態で議論させていただきますが。

○高柳委員 別途送らせていただきます。私のほうは、府を通して先生のほうに。

○石井部会長 そうですね。ということで、私のほうで預からせていただきます。

○栗本委員 私もツツミガワさんのほうに出させていただきますので、はい。

○高柳委員 どうも、すみません。

○栗本委員 どうも、すみません。勝手を申し上げまして。

○石井部会長 では、シカだけ少し聞いていただいた状態ですが、では、イノシシ計画の概要を先に説明していただいて。

○事務局（桃木） それでは、すみません。シカの最後、2のほうにつきまして、8月30日に開催しましたシカ・イノシシの保護管理検討会でご意見が出ましたので、その内容なのですが、生息地の保護及び整備に関する事項で、生息環境の整備ということで、案のところでは大規模な伐採がシカのえさ場となることにつながりますので、伐採後にえさ場とならないように防護柵とか、忌避剤の散布を併せてすると記載していたのですが、実際のところ広葉樹林等のところでコストとか手間的に防護柵とか、忌避剤の散布は現実的には少し難しいというご意見をいただきましたので、実施の時期や規模などを検討すると変えさせていただきます。以上がシカの説明になります。

○石井部会長 はい。では、続いてイノシシをお願いします。

○事務局（桃木） 次に、イノシシの説明をさせていただきます。こちらもシカと同様に生息数が増加しており、また、生息地の拡大が見られるものについては、特定計画で計画を立てられますということになっていきますので、大阪府で立てております。イノシシにつきましては、シカと5カ年ずれておまして、平成19年度に計画を立てていますので、現在、第2期目の計画になっております。シカと同様に、平成27年5月29日の法律改正により、名前が保護管理計画から、管理計画に変更しております。

全体の農業被害としては、シカと同じで減少傾向にありますが、依然としてアンケート調査では被害が深刻であると感じている農家があるというのが現在の状況です。第2期計画が平成29年3月31日で終了することから、継続して第3期計画を今回、定めたいと考えております。計画期間なのですが、5カ年間で、平成34年3月31日までという

ことで考えております。管理区域は大阪府全域とさせていただきます。

現状につきましては、イノシシの場合は、大阪府に幅広く広がっておりますので、全域とさせていただきます。今回は、前回の計画と少し変わって捕獲実績が増えたところとしまして、枚方で平成26年度に1頭捕獲されております。

捕獲頭数なのですが、シカは右肩上がりだったのですが、イノシシの場合につきましては、平成22年度と26年度に3700頭程度ということでピークがありまして、平成27年につきましては大幅に減っております。イノシシにつきましては、1回の出産で4、5頭出産することもありますので、年による変動がかなり大きいということです。出産の数と年によりえさが豊富にあるかないかにより、捕獲数と生息数に関連が出てくるのかと考えております。被害の金額は、幸田さんから説明していただいたとおり下がっております。

管理目標なのですが、後ほどこの定め方については説明させていただきますが、シカと違いましてイノシシは面積当たりの頭数を出すということが非常に困難ですので、猟に出たときの平均目撃効率を基に管理の目標としたいと考えております。それが0.15人日以下とすると、今回考えております。ちなみに参考なのですが、平成27年度につきましては、0.22となっております。

捕獲目標なのですが、こちらこの目撃効率を達成するためには、少なくとも現在、イノシシにつきましては増加傾向にはないと。おそらく一定期間が多少減少しているということですので、それを踏まえまして、平成25年から平成27年度までの平均捕獲数、3100頭を捕獲すれば少なくとも増えないと。それで目撃効率を管理の目標まで下げるためには、これ以上の捕獲が必要と考えております。

それで、数の調整に関する事項としまして、シカとほぼ同じなのですが、シカのように捕獲の制限はございませんので、シカの捕獲の制限のところは抜いています。狩猟期間とくくりわなの径につきましては制限解除をしております。それとイノシシについても、その他管理のため必要な事項としまして、イノシシについても放棄耕作物の撤去とか、あと、隠れ家となる部分の刈払い等を行いまして、里に寄りつけない管理環境づくりを推進すると考えております。

それと生息地の保護及び整備に関する事項としまして、基本的にイノシシにつきましては、柵が非常に効果的ということなので、被害対策として柵、囲い等の整備によって防除を進めていくと記載しております。それとシカと同様にモニタリング調査を実施しまして、その結果をこの計画期間内であったとしても、内容をフィードバックしまして、この捕獲の目標とか、目撃効率につきましては、また、新たに状況が変わりましたら変更していきたいと考えております。

資料3-3をご覧ください。こちらに主な変更点について記載しております。先ほどのシカとほぼ同様で、期間と管理の目標としまして、今回、新たに前回の計画でしたら被害の金額、面積でしたが、平均目撃効率に変更しております。捕獲数につきましては、平成

22年度の捕獲数は3700だったのですが、今回は、年間3100頭以上、ただ、以上なので数を減らそうと思えば、これ以上捕獲していこうと考えています。

今回、幸田さんの説明にもありましたが、イノシシの0.15頭という目標を定めた根拠なのですが、一番下の相関性を表すグラフをご覧ください。曲線につきましては、一定、イノシシの目撃効率0.4ぐらいまでは右肩上がりになっている状態です。こちら目撃効率が0.15縦の点線を引いているところを境に、被害の強度が4より大きいところが発生しております。それなので平均目撃効率を0.15以下にするということが、今回、管理目標として定めたいと思っているところになります。

資料3-4につきましては計画書でございますので、今回は、説明を省かせていただきます。

○石井部会長 ありがとうございます。変更点、あまり遅くなりますとわれわれも少し危ないので、20分ぐらいまでを限度にしたいと思いますが、ここで何かありましたら、それ以外は、また、ご意見を別途いただければということにしましょうか。それでは、どうぞ。

○前迫委員 イノシシもシカも同じで、直接的なコメントにはならないかもしれませんが、保全とか管理だけでは、これまでも全国的になかなかうまくいかなくて、やはり利用と保全とか、次にどのようにするのかということがなければ、なかなか何頭捕りますだけでは難しい感じを受けていますが、イノシシとかシカは、捕れば今は産業廃棄物状態だと思いますが、毛皮を利用するとか、肉はなかなか難しそうなのですが、次にそれを捕ったら何か利用するような次の手段を設けて、持続可能な方策みたいなものは、何かやんわりとでもないのかと思います。その辺はいかがでしょうか。その辺は時間の中では難しいかもしれませんが。

○石井部会長 計画の中うまく今日の議論は書き込むかどうかということなので、強くそこは前迫委員として、検討しろということであれば、少し検討して駄目でしたという意見になるかもしれませんが。

○前迫委員 そうですね。では、なかなか難しいとは思いますが、そのようなことも検討していただかなければ、10頭にしても、先ほど高柳委員からも出ましたが、これを見ていると下層植生に対して10頭ぐらいであればいいかという線なのですが、農業被害でいきますともういけば農業被害みたいな凶になっていますので、そのような意味では10頭でも納得しない人もたくさんいらっしゃるでしょうし、そのような意味で、変えたほうがいいのかどうかということも含めて、10頭がいいかどうかという議論もあるかと思いますが、それを現実のものにしようと思えば、やはりイノシシを捕って、次に利用があるとか、シカを捕れば次に利用があるとかいう。そのような仕組みが動き出さなければ、なかなかいくらにしたところで現実的には難しいのではないかと思いますので、では、ご検討くださいということにさせていただきます。

○阪口委員 一番シビエ（野生鳥獣の肉）ということがうたわれていますが、大阪府に以

前に予算を取っていただいたのですが、現場のほうで反対が起こってしまいましてボツになったという。このような経緯がございまして、例えばお隣の兵庫県では、県が3500万で加工処理場を作っていて、学校給食からいろいろなところから、特に兵庫が多いのはシカが多いのですが、鉄分が牛肉よりずっと多くて高脂肪低タンパクで。

○前迫委員 反対です。ヘルシー。

○阪口委員 非常に珍重されて、伊勢志摩のサミットがありました。あれにも出されたのです。

○石井部会長 シカ肉はアレルギーがほとんどない。カエル並にアレルギーがないので、肉アレルギーは実はいるみたいなのです。そのような意味でも大変有利な肉と思います。

○阪口委員 今、一旦ボツになった府の予算を再度復活してほしいということで、能勢のほうにいろいろお願いしているのですが、まだ即には予算面ですから議会の承認もいただかなければいけませんし、そのようなことで、今、順調とは言えないですが前向きに進んでおります。

○前迫委員 地域興しといいますか、そのようなことも地域の資源として、うまくいけば本当に地域資源として、いいほうに向くこともあり得ると。芽があるといいますかゼロではないと思いますので、取りあえずはご検討をいうことでお願いいたします。

○石井部会長 ここから5年間先の未来の話をしていきますので、そこに今の内容をどのような文言で書き込むのか。やるとはたぶん書けないから、検討するというのは、行政法でやらなくても別に構わないと思いますので、検討という言葉で書くのか書かないのを含めて議論していただきましょうか。私も少し入って調整いたしますが、次回にそれを。

○前迫委員 そうですね、はい。

○石井部会長 ほか、特になければ、時間も時間ですので、また、よくお読みいただいて、この内容についてご意見を、この会に出していただければと思います。清谷さんいつごろまでにもらったら対応できますか。10月いっぱいぐらいの対応で。

○事務局（清谷） そうですね。10月いっぱいぐらいにいただけましたら、次回の2回目までに。

○石井部会長 いけますか。

○事務局（清谷） はい。

○石井部会長 そうしましたら、高柳委員と、栗本委員は、もうお帰りになりましたので、10月いっぱいまでを目処に出させていただきます。

○事務局（清谷） はい。分かりました。私のほうから連絡させていただきます。

○石井部会長 私も少し入ってお話をさせていただきたいと思います。

○事務局（清谷） はい。分かりました。

○石井部会長 では、この件については、そのようにさせていただいて、最後の方はちょっとございましたが、もう1件その他というのがありまして、ぜひともこれは宣伝も兼ねてやっていただきたいのですが、お願いいたします。

○事務局（穂積） おおさか生物多様性普及啓発キャンペーンにつきまして、説明させていただきます。事業目的としまして。

○石井部会長 資料6ですか。

○事務局（穂積） 資料6を。今年度、大阪府と大阪生物多様性保全ネットワーク、これは学術機関ですが、保全ネットワークと連携しまして、大阪生物多様性普及啓発キャンペーン事業を展開しております。

目的としましては、身近な自然環境を保全して、府民の方への生物多様性認知度アップのため多様な主体に参画していただくために、いろいろなツールを使って宣伝しています。環境総合計画の4つの柱に「全ての命が共生する社会の構築」をかかげておりまして、そこで府民認知度70%を目標にしているところです。なかなか伸びていないという事実もある中で、できるだけ間口を広げて、なじみのない府民の方も、生物多様性ということに触れていただくチャンスをつくるということを目的に、平成28年度集客力の高い関連施設と連携しまして、多様な主体が参画した身近で効果的な施設を目指して事業を進めております。

内容としましては、普及啓発として5月22日に国際生物多様性の日ということで、キックオフイベントをなんばパークスで行いました。「街のなかから生き物たちにつながるために」と題しまして、天王寺動物園、私市にあります大阪市大の植物園、自然植物館などからパネラーに来ていただいて、それぞれの施設が担った役割などを紹介しました。

そして、施設の生き物に関するイベントなどを一括広報するお手元のチラシなのですが、スタンプラリーのシートの中にご案内ということで、これは天王寺動物園が夏の段階では入ってなかったのですが、夏休み期間に書いていただきましたので、51施設の方がキャンペーンに参加していただけることになりまして一斉に、それぞれの施設ではやられていますが、一個の施設の資料を見ますと次の資料に、どんどん施設につながっていくというような目的で、大阪府のほうで一括公表をしています。

それから、のぼりとしまして、手前味噌ですが、少し好評だったのですが、生物多様性を楽しむという緑色の大きいのぼりを参画している施設に掲示していただきまして、これは実際ののぼりなので、大きなものですが、生物多様性という言葉を知らない人にも、この生き物が生物多様性と関係があるということを感じていただくために、ツールとして施設のほうに提出していただいております。

夏休み期間限定のスタンプラリーの実施、今後は連続講座としまして、この施設連絡会というものを、キャンペーンを始めるにあたり5月に実施したのですが、それがご縁で天王寺動物園と水生生物センターですとか、南海電鉄と天王寺動物園と連携する南海ツアー、それからこの自然史フェスティバル12月の生物多様性協働フォーラムなどの連携事業が計画されておりまして、このツールを使って府民の方に働きかけていくようなことをしております。

また、キャンペーン自体の広報という形でも、この「FOREST & GREEN」の最終ペ

ージのほうにもっともっと知ろうという形で、これも三万部、いろいろな機関を中心に配布させていただいております。

事務局側にはカラーののぼりの写真をここに載せることになりますので、また、皆様方にもこのようなキャンペーンがあるということを、後半部分のチラシも近々準備できますので、後半、イベントもPRを含めて、ご協力をいただければと思います。

○石井部会長 言わば生物多様性の主流化ということになりますので、国の認知度が上がらないのです。国の会議の中でも資料が出て来るのですが、トップテンで一度上がったのですが、それからじりじり下がっている感じになっていまして、なかなか地球温暖化と違って生物多様性というのは、日々進行しない状態になっています。大阪府も頑張っていたので、皆様方にもご協力いただきたいと思います。そのようなことでお願いいたします。

せっかくの機会ですので、そのほかに何かございましたらお願いいたします。なければ、事務局にお返して、終了させていただきたいと思います。どうもご協力ありがとうございました。では、事務局にお返しいたします。

○事務局（清谷）委員の皆様方におかれましては熱心にご審議いただきまして、誠にありがとうございました。本日いただきました意見を踏まえまして、次の部会では最終案に近い計画（案）について議論したいと考えております。

それでは、これで本日の会議を終了させていただきたいと思います。長時間どうもありがとうございました。

閉会：12時22分